



第3次（2020年度▶2024年度）

水産振興計画

地域資源を活かした「産業のしま」

■計画の概略

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を図るとともに、変化する水産業を取り巻く環境に対応し、水産業が本町の基幹産業として、持続的に発展するための方向とその推進に必要な施策を示す計画です。

新上五島町

第3次新上五島町水産振興計画の策定にあたって

新上五島町は、豊かな水産資源を育む東シナ海、五島灘、有川湾、若松瀬戸に囲まれ、多種多様な漁業、養殖業、水産加工業が営まれる県内屈指の水産業が盛んな地域です。新上五島町における水産業は、豊かな海の恵みを町民、さらには国内外へ供給することはもとより、地域の重要な基幹産業となっており、地元経済や町民生活の安定に大きな役割を果たしております。

しかしながら、水産業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあり、漁場環境の悪化、水産資源の減少と魚価の低迷、漁業者の高齢化と担い手不足、また、海水温の上昇など環境の変化による磯焼けも深刻な問題となっており、水産業を将来に引き継ぐために克服すべき課題が数多くあります。

このような状況を受け、種苗放流等の栽培漁業の推進や磯焼け対策等、資源と里海の再生を目指し、ブランド化や水産加工の推進、さらには、天然の好漁場を備える若松瀬戸を中心とした魚類養殖業の拡大を進めるとともに、世界文化遺産登録や国内クルーズ船の寄港などにより、多くの観光客が新上五島町を訪れており、地域資源を活用した観光定置網などの体験型観光メニューの創設やスキューバダイビングをはじめとするマリッジャーの充実など、島の活性化に貢献することが強く求められております。

また、属人漁獲量の8割以上を占めるまき網漁業においては、町内の4業所が平成31年度から外国人漁業技能実習生の年間最大14名の受け入れを開始しており、我が国の高度な技術、技能及び知識を伝承し、国際貢献及び国際協力に寄与するとともに、漁業者の高齢化や担い手不足による操業機会の低下に歯止めをかけ、持続的に操業できる体制づくりに取り組んでいます。

さらには、最近の予想を超える自然災害による漁業被害が深刻化する中で、防災対策及び減災対策の強化を推進するとともに、漁業者の安全性及び利便性の向上を図るため、漁港施設の適正な維持管理に努めております。

このような中で、新上五島町では水産業の課題を克服し、ピンチはチャンスであるというチャレンジ精神のもと、新上五島町の強みを活かした水産業の振興・発展を図るため、「新上五島町第2次総合計画」に基づき、「第3次新上五島町水産振興計画」を水産分野の実践的な計画として策定しました。

本計画は、『地域資源を活かした「産業のしま」』を基本理念とし、次に5項目の基本目標とそれぞれの基本施策を定め、令和2年度から令和6年度までの5年間における具体的な施策の展開方法を提示しております。今後は、漁業者の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力のもと、共に知恵を出し合い、本計画を水産業振興施策の指針として施策の展開を図り、水産業の発展を新上五島町のさらなる魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見とご提案をいただきました新上五島町水産振興協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして衷心より感謝いたしますとともに、今後とも一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月



新上五島町長 江上 悦生

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	1
第2章 水産業の概要	2
1. 水産業の現状	2
2. 課題	3
第3章 計画の概要	4
1. 第3次新上五島町水産振興計画の基本理念	4
2. 第3次新上五島町水産振興計画の基本目標	5
3. 基本施策及び具体的取組	6
4. 基本施策及び評価指標	7
I 漁業の将来を担う人材育成	7
II 水産資源の維持と資源管理	8
III 水産業基盤整備の推進	9
IV 漁業経営の近代化の促進	10
V 地域資源の活用による漁村地域の活性化	11

第4章 具体的取組事項	12
I-1. 人材の確保	12
II-1. 資源管理による資源の維持・回復	13
II-2. 栽培漁業の推進	13
II-3. 漁場監視の強化	14
II-4. 磯焼け対策の強化	14
II-5. 漁場の有効利用	14
III-1. 漁場整備	15
III-2. 漁港施設整備	15
III-3. 漁村の防災・安全強化	16
IV-1. セーフティネットの構築	17
IV-2. 集出荷体制の整備	17
IV-3. 養殖業の育成	18
IV-4. 漁協機能の強化	18
V-1. 地域資源の活用	19
V-2. 漁業集落の強化	19
管内図	20
資料編	21

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

本町は、九州西沖、五島灘に面し、沖合漁場の東シナ海に近く、有川湾、若松瀬戸などの豊かな海と地形に恵まれ、まき網漁業、定置網漁業、養殖漁業等、多様な漁業が営まれて発展してきました。

しかしながら、近年の水産業を取り巻く環境は、漁場環境の悪化や魚価の低迷、燃油等の高騰による漁業経費の増大等で非常に厳しい状況にあります。

このような中、県は平成28年3月に「長崎県水産業振興計画」を策定しました。

また、国は平成24年3月に、水産基本計画の見直しを行い、取り巻く環境に応じた新たな政策を進めることとしています。

本計画は、第1次及び第2次の水産振興計画の成果を踏まえた継続的な施策に加え、水産業の成長産業化の推進や資源管理の徹底を図るとともに、変化する水産業を取り巻く環境に対応し、水産業が本町の基幹産業として、持続的に発展するための方向とその推進に必要な施策を示すものです。

2. 計画の位置付け

(1) 新上五島町総合計画との関係

新上五島町第2次総合計画（後期基本計画）の水産業部門計画と整合性のあるものとし、今後の水産業施策を計画的、総合的に実施していく指針とします。

(2) 国及び県の水産業振興に関する計画等との関係

国及び県の水産業振興に係る基本計画、漁港漁場整備計画をはじめ、水産関係諸団体のそれぞれの計画と整合性のあるものとし、

3. 計画期間

2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5か年とします。

－ 計画の構成 －

新上五島町総合計画は平成27年度から令和6年度までの10年間の基本構想を基本に、5年ごとの基本計画があり、毎年度見直される直近3年間の事業を示した新上五島町振興計画から構成されています。

※第1次新上五島町水産振興計画（平成22年度から平成26年度）

※第2次新上五島町水産振興計画（平成27年度から平成31年度）

第2章 水産業の概要

1. 水産業の現状

(1) 生産量

平成30年の生産量は56,731トンで、平成24年の56,950トンと比較して、219トンの減少で、率にすると約0.3%の減少となっています。

減少の主な要因は、本町属人漁獲量の8割以上を占めるまき網漁業の漁獲が減少傾向にあるものの、魚類養殖業がブリ類の海外輸出や、クロマグロの生産量の大幅な増加に伴い、横ばい状態が続いています。

一方の沿岸漁業では、主力の定置網漁業、刺網漁業、一本釣漁業の減少が著しく、定置網の地元水揚げ量は、平成30年は2,549トンで、平成24年の4,386トンと比較して1,837トンの減少で、率にすると約42%の減少となっています。

また、延縄、刺網、一本釣漁業及び採貝漁業にあつては、水産資源の減少や漁業者の後継者不足及び高齢化等により、漁獲量の著しい減少が続いています。

養殖業においては、魚類養殖業がブリ類の海外輸出や、クロマグロの生産量の大幅な増加、カキ養殖の増産などで、生産量が大きく伸びていますが、養殖業は経費の6割以上を餌代が占めるため、配合飼料や生餌の原料となるサバやイワシ等の世界的な資源減少、中国をはじめとする海外勢との獲得競争激化など、養殖業においても厳しさが増えています。

(2) 生産額

平成30年の生産額は、125億円で、平成24年の110億円と比較して、15億円の増加で、率にすると約12%の増加となっています。増加の主な要因は、魚類養殖業の事業拡大によるものです。

港勢調査による生産額は、平成24年は海面漁業で90億円、養殖漁業で19億円でしたが、平成30年はそれぞれ81億円、44億円で、養殖漁業の生産額が大幅に増加しています。これは、主にクロマグロの計画的な生産が始まり、高価格での取引が始まったことによるものです。

(3) 漁業後継者

平成30年期首の漁協正組合員は750人であり、5年間で約264人減少しています。正組合員の年齢構成は60歳以上が70%を占め、39歳以下が76人となり、高齢化が進行しています。

また、経営体は346であり漁業就業者の半数以上はまき網漁業、定置網漁業、養殖漁業等の雇われとなっています。

(4) 水産加工

本町の水産加工業では、焼製品、塩干品、練り製品等多様な製品が生産されていますが、漁協が主な生産者で、民間の加工業者も約12業者ほどがあり、計15業者となっています。

漁協の販売額は、平成26年は約2.6億円でしたが、アゴの原魚の高騰や不漁により直近の平成30年度には1.9億円まで落ち込んでいます。今後は、原料の確保及び販路拡大等の各種対策が必要となってきます。

町内漁協（新魚目町漁協・有川町漁協）加工事業の状況

(単位：kg・個・円)

区分	H26		H27		H28		H29		H30	
	数量	金額								
あご加工品	461,155	169,181,616	309,674	195,300,323	154,302	146,012,024	122,854	144,850,990	112,966	146,676,482
いか加工品	147,871	39,567,639	129,012	38,158,085	52,529	23,613,974	39,308	13,517,521	12,007	10,081,564
高次加工品	5,109	2,364,647	5,444	2,103,147	2,826	1,259,524	2,826	1,380,651	5,003	2,327,901
塩干類	47,011	5,700,111	30,606	4,709,556	36,215	3,512,161	38,123	2,837,334	23,701	1,995,229
乾製品他	919	7,596,461	536	3,835,871	345	3,726,708	345	2,563,109	124	1,550,238
詰合せ	1,573	5,912,025	2,336	6,576,863	2,018	6,383,054	2,006	6,515,687	1,262	5,149,201
練製品	7,209	1,394,440	6,608	1,424,300	8,251	1,248,144	6,303	915,657	1,818	329,425
その他	35,114	27,593,015	46,309	27,013,951	95,451	45,983,147	94,726	26,168,543	119,310	27,985,700
受入加工料	0	0	0	6,596,640	0	0	0	0	0	0
加工雑収益	0	1,215,305	0	1,259,207	0	734,118	0	479,036	0	362,124
合計	705,961	260,525,259	530,525	286,977,943	351,937	232,472,854	306,491	199,228,528	276,191	196,457,864

(5) 水産物流通

平成29年の長崎県沿岸地域における水産物流通実態調査では、町内漁協では5,480トンを取り扱いました。天然・養殖の別では、天然物4,044トン、養殖物1,436トン、鮮魚・活魚別では鮮魚5,220トン、活魚260トンでした。

また、取扱別で主なものは、魚市226トン、共販4,028トン、直接出荷214トンとなっています。町内消費については、446トンとなっています。

2. 課題

前計画では、基本目標に「水産資源の維持と里海の再生」「漁業近代化の促進」「漁業の将来を担う人材の育成」「水産業基盤整備の推進」「地域資源の活用による漁村活性化」の5項目を掲げ、各種施策を展開してきました。

国においても、資源管理の推進と漁業経営の安定確保を図るため、資源管理・漁業所得向上対策、燃油・配合飼料のセーフティネット対策等を実施しました。

しかしながら、漁業の生産量、生産額とも減少し、漁業経営は厳しさを増す一方で、就業者の減少に歯止めがかかりません。

今後も、資源の維持増進、漁業の所得の向上、漁協の強化を図り、地域を支える人づくりを推進し地域の活性化を図ることが必要です。

第3章 計画の概要

1. 第3次新上五島町水産振興計画の基本理念

新上五島町においては、水産業は基幹産業であり、大きな雇用の創出をはじめ地域経済の重要な役割を果たしています。

近年の水産業は、新上五島町のみならず、全国的に水揚げ高の減少、担い手の高齢化、漁業経費の増大など取りまく環境の厳しさが続いています。

また、最近の予想を超える自然災害による漁業被害が深刻化する中で、防災対策の強化を推進する必要があります。

このような中、合併後策定した第1次新上五島町水産振興計画及びその後に策定した第2次新上五島町水産振興計画においての課題克服に向け、「五島列島」「離島」という地域の特性を活かして、将来も水産業が基幹産業であり続けることを目指し、第3次新上五島町水産振興計画では、次の基本理念を設定します。



水産資源の維持及び回復のため、栽培漁業や資源管理を徹底し、漁業経営の安定化を図るため、各種施策に取り組みます。また、漁業の将来を担う人材の確保や育成、養殖業の拡大を図るとともに、資源増殖を沿岸環境の保全を目指す漁場づくりを推進します。併せて、各関係機関と連携して、漁村地域の活性化、水産業の振興を図り、持続的発展を目指します。

2. 第3次新上五島町水産振興計画の基本目標

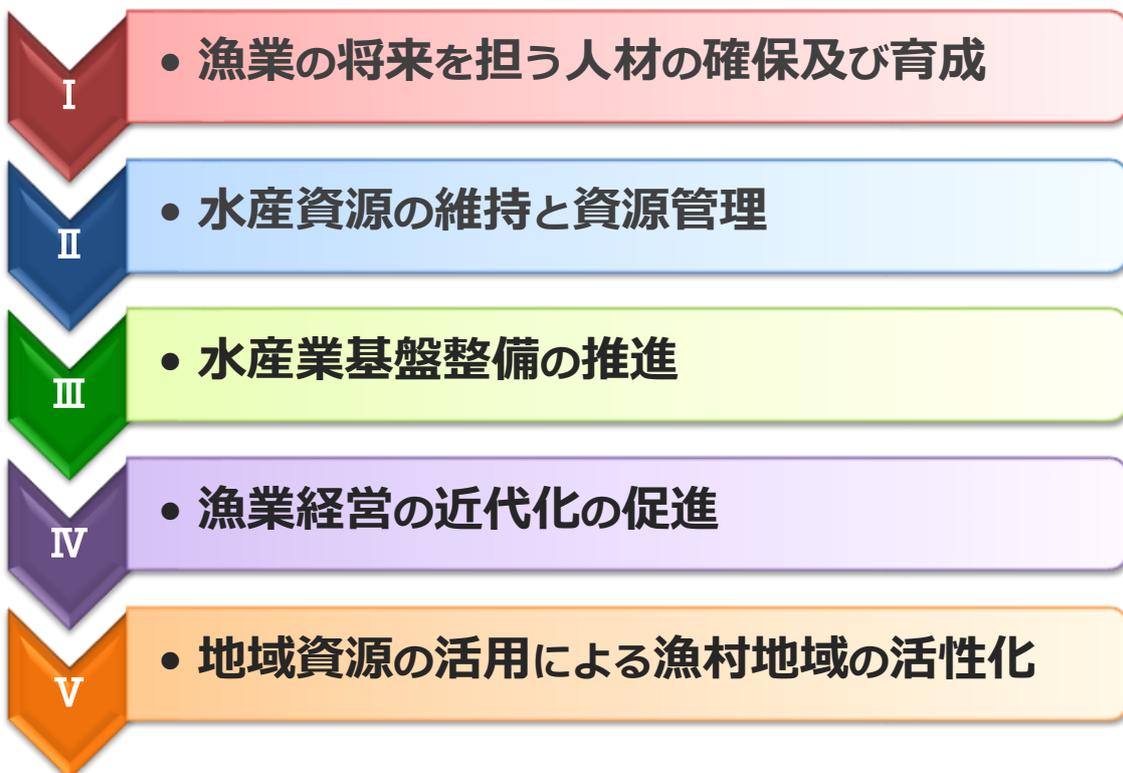
第3次新上五島町水産振興計画では、基本理念である『地域資源を活かした「産業のしま」』を推進していくために、次の5つの基本目標を定め推進していきます。また、基本目標ごとに基本施策を定め、具体的取組を推進していきます。

◆◆◆ 基本理念 ◆◆◆

地域資源を活かした「産業のしま」



基本目標【I～V】



3. 基本施策及び具体的取組

I 漁業の将来を担う人材の確保及び育成	基本施策 I-1 人材の確保及び育成	
	具体的取組 I-1-① 新規就業者の支援	
	具体的取組 I-1-② 中核的漁業者の支援強化	
	具体的取組 I-1-③ 漁業情報の発信	
II 水産資源の維持と資源管理	基本施策 II-1 資源管理による資源の維持・回復	
	具体的取組 II-1-① 資源管理計画の充実	
	基本施策 II-2 栽培漁業の推進	
	具体的取組 II-2-① 重点魚種	
	具体的取組 II-2-② 放流尾数の維持・拡大	
	基本施策 II-3 漁場監視の強化	
	具体的取組 II-3-① 広域密漁監視の推進	
	基本施策 II-4 磯焼け対策の強化	
	具体的取組 II-4-① 専門機関及び地域との連携	
	具体的取組 II-4-② 藻場礁の管理強化	
	基本施策 II-5 漁場の有効利用	
	具体的取組 II-5-① 魚礁利用の促進	
	III 水産業基盤整備の推進	基本施策 III-1 漁場の整備
		具体的取組 III-1-① 漁場の創出・環境保全
		具体的取組 III-1-② 養殖適地の確保
基本施策 III-2 漁港施設の整備		
具体的取組 III-2-① 就労環境の整備		
具体的取組 III-2-② 施設の維持・管理		
基本施策 III-3 漁村の防災、安全の強化		
具体的取組 III-3-① 防災対策の強化		
具体的取組 III-3-② 安全対策の推進		
IV 漁業経営の近代化の促進	基本施策 IV-1 セーフティネットの構築	
	具体的取組 IV-1-① 漁業共済の加入促進	
	具体的取組 IV-1-② 燃油・配合飼料セーフティネットの加入促進	
	基本施策 IV-2 集出荷体制の整備	
	具体的取組 IV-2-① 鮮度保持の向上	
	具体的取組 IV-2-② 輸送コスト削減の強化	
	基本施策 IV-3 養殖業の育成	
	具体的取組 IV-3-① 生産体制の強化	
取組施策 IV-4 漁協機能の強化		
具体的取組 IV-4-① 漁協合併・再編の推進		
具体的取組 IV-4-② 共同利用施設の整備		
V 地域資源の活用による漁村地域の活性化	基本施策 V-1 地域資源の活用	
	具体的取組 V-1-① 地域産品の育成	
	具体的取組 V-1-② 観光との連携の推進	
	基本施策 V-2 漁業集落の強化	
具体的取組 V-2-① 支援事業		

4. 基本施策及び評価指標

I 漁業の将来を担う人材の育成

水産業に担い手の減少や高齢化が進む中、持続可能な漁業生産と漁村の活力維持のため、新規就業者への支援体制を強化し、地域を支える漁業者や将来を担う人材の育成に努めます。

また、沖合漁業の振興を図り、雇用対策を支援するとともに、今後は外国人漁業技能実習生制度¹の活用が増加すると見込まれることから、関係漁協と連携して支援措置を講じるよう努めます。

【評価指標（KPI）】

指標名	基準値(H30)	目標値(R06)	指標の説明
漁業担い手の確保	8人	18人	新規漁業従事者数（雇用型・独立型）

〈目標値の算出方法〉

漁業研修修了後の漁業従事者の累計で算出し、10人の増加を目標とします。



[担い手：定置網の研修]



[水産教室：町内小学校]



[まき網：外国人漁業技能実習生]

¹ 外国人技能実習生制度：技能実習制度の目的・趣旨は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進です。制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

II 水産資源の維持と資源管理

水産資源の維持・回復を図るため、磯根資源²の維持・拡大を目指し、持続可能な根付魚介類の放流や栽培センターを活用して栽培漁業を計画的かつ効率的に推進します。

また、水産資源の保護育成に努め、漁業者による一層の漁業秩序形成と広域的な漁業監視体制の強化を推進します。

【評価指標（KPI）】

指標名	基準値(H30)	目標値(R06)	指標の説明
種苗放流	212,000 尾	215,000 尾	主要 3 種（アワビ、カサゴ、クエ）の放流

〈目標値の算出方法〉

平成 30 年度から約 1% の増加とし、平成 31 年度を基準として令和 2 年度は 0.5%、それ以降は各年度約 0.2% の増加を目標とします。



[種苗放流：カサゴ]



[磯焼けの状況]



[藻場の繁茂状況：有川地区]

² 磯根資源：磯とは、干潮汀線より海側に向かう狭長な部分を指し、海底が岩礁で海藻の繁茂した海域。この磯に根付いて生活する海産動植物、特に水産業で重要な魚類・貝類・藻類等を総じて磯根資源といいます。

Ⅲ 水産業基盤整備の推進

拠点漁港の整備と漁港合併を見据え、安全確保及び漁労作業の軽減化、施設の延命化など施設保全対策を推進するとともに、町営漁港³の合併にも取り組みます。

また、創意工夫を活かし、魚類等の生活史を反映した漁場の創出・環境保全に取り組みます。

さらには、養殖業の水産物生産の中核的な地域において、養殖適地の確保などの生産機能強化対策を推進します。

【評価指標（KPI）】

指標名	基準値(H30)	目標値(R06)	指標の説明
町営漁港	18 港	15 港	町営漁港数 ※漁港合併による漁港数減少

〈目標値の算出方法〉

漁港の合併を行うことで、施設の統合及び漁港整備を実施します。

合併の計画としては、令和4年度に崎浦・小河原・江ノ浜漁港を合併し、令和6年度に飯ノ瀬戸・道土井漁港を合併することを目標とします。



[安全対策：町営漁港の車止め]



[町営漁港：浮棧橋の整備]



[台風による越波：太田漁港]

³ 町営漁港：本町内には、町営漁港が18か所、県営漁港が9か所、港湾が7か所、計34か所あります。

IV 漁業経営の近代化の促進

漁業協同組合及び中核的漁業者の施設整備の支援や漁業近代化資金利子補給の拡大などに取り組み、組織・機能強化による漁業者の経営安定と生産活動を促進します。

また、将来に向けて安定した産業として育成するため、関係団体・漁協・生産者と一体となって競争力の高い産地づくりと養殖業の育成に努めます。

さらには、漁村の経済的中核組織である漁協の強化を図るため、漁協再編に取り組みます。

【評価指標（KPI）】

指標名	基準値(H30)	目標値(R06)	指標の説明
魚類養殖生産数	2,672 トン	2,851 トン	主要3種（ブリ、ヒラス、クロマグロ）の生産数 ※海面漁業生産統計調査 ⁴ による

〈目標値の算出方法〉

主要3種のうちブリの生産量を10%増加します。

- ・ブリ 1,969 トン（179 トンの増）、ヒラマサ 377 トン、クロマグロ 505 トン



[養殖業：ブリの給餌]



[養殖業：ブリの出荷]



[養殖業：クロマグロ（水中）]

⁴ 海面漁業生産統計調査：農林水産省が毎年、海面における漁業生産の状況を調査し、漁業種類別、魚種別収穫量、養殖の収穫量等を、全国、都道府県別、市町村別に提供しています。

V 地域資源の活用による漁村地域の活性化

漁業者の技術・体験施設等を活かしたブルーツーリズム⁵を推進して漁村地域の活性化を図るとともに、観光客が増加傾向にある中、体験型観光メニューの充実を図るため、観光定置の操業に取り組みます。また、安全で快適な生活環境をつくるため、漁業集落の生活環境整備に取り組みます。

【評価指標（KPI）】

指標名	基準値(H30)	目標値(R06)	指標の説明
観光定置設置数	0 か統	3 か統	観光定置網数

〈目標値の算出方法〉

観光定置網を現在の0か統から3か統に増加します。

計画では、長崎県の雇用型漁業育成支援事業⁶を活用した2事業所がそれぞれ1か統、島内定置事業所が1か統を敷設することを目標とします。



【定置網：操業の様子】



【定置網：ブリ漁の様子】



【離島漁業再生交付金事業：イカ柴の設置】

⁵ ブルーツーリズム：島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動のことです。

⁶ 雇用型漁業育成支援事業：「地域雇用型漁業ビジネスモデル構築・普及会議」を設置し、漁業経営体の雇用条件の改善や雇用拡充を推進する事業のことです。

第4章 具体的取組事項

I 漁業の将来を担う人材の育成

1. 人材の確保

① 新規就業者の支援

現状	漁業生産量が減少している中、漁業に新規に着業することは困難になってきています。特に新規の沿岸漁業は、水揚げが安定するまで一定期間の経験が必要となり、総合的な支援が必要です。
取組	次代を担う漁業後継者育成事業及び特定有人国境離島漁村支援交付金事業等において、漁協等と連携して就業者の支援を行います。

② 中核的漁業者の支援強化

現状	地域を活性化するためには、地域に指導的漁業者を育成することが欠かせません。雇用確保や地域経済発展のため中核になる漁業者支援に努めます。
取組	地域漁業の中核となる漁業者の技術支援を漁業士会や関係機関と連携して取り組みます。また、漁業資金の利子補給を行い、漁業者の投資経費の削減に努めます。

③ 漁業情報の発信

現状	まき網漁業、養殖漁業、定置網漁業の事業者は若い後継者を求めています、若者の就業が少ないのが現状です。
取組	漁業就業者の状況等を広く町民に周知するとともに、就業者フェア等に参加して島外者に対しても、漁業を身近な産業として感じてもらう情報発信に努めます。

II 水産資源の維持と資源管理

1. 資源管理による資源の維持・回復

① 資源管理計画の充実

現状	国や県の漁業対策には、自主的な資源管理計画の策定が必要になり、資源が減少する中、漁業者の自主的な資源管理の意識強化が求められています。
取組	種苗放流、漁船漁業、定置網及び養殖業等の資源管理計画の策定を支援していきます。また、クロマグロ資源の規制に関しては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量（TAC）制度 ⁷ を遵守して資源管理に努めていきます。

2. 栽培漁業の推進

① 重点魚種

現状	平成 17 年度から開始された、離島漁業再生支援交付金事業により多様な種類の水産生物が放流されました。放流魚の追跡調査と効果を検証し財源が縮小する中で、効果的な放流を実施することが求められています。
取組	町では種苗センターを運営し、アワビとサザエを主に生産して沿岸漁業の振興に努めています。加えて、県や五島列島の栽培推進協議会では、ヒラメの共同放流や高価なクエを主に放流しています。引き続き、水産資源の維持・回復及び漁業所得の向上を図るため、特にアワビ、カサゴ、クエを重点魚種として放流していきます。

② 放流尾数の維持・拡大

現状	離島漁業再生支援交付金事業や町単独補助事業により各種種苗を計画的に放流しています。
取組	漁協、五島列島栽培漁業推進協議会、五島栽培漁業振興公社、漁業者団体が実施する放流については広域放流種、定着性種をバランスよく放流するよう体制の強化に努めるとともに、放流数を維持・拡大できる制度を関係機関に要望していきます。

⁷ TAC制度：魚種ごとに年間の漁獲量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度のことです。

TAC制度対象魚種（8 魚種）

くろまぐろ、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば・ごまさば、するめいか、ずわいがに

3. 漁場監視の強化

① 広域密漁監視の推進

現状	密漁による水産資源の減少が懸念されています。最近では、漁船が高速化し、監視体制の強化が求められています。
取組	県の漁業監視船は高速化が進んでおり、取締り船舶の整備が進んでいる中、今後も県、町、近隣漁協及び近隣自治体と連携して取締りの強化に努めます。さらには、漁協と行政が協力し連携して広域密漁監視を継続し、密漁の抑止に努めます。

4. 磯焼け対策の強化

① 専門機関及び地域との連携

現状	本町では、栽培漁業推進協議会、漁業集落及び大学等によって様々な磯焼け対策の研究が行われています。各機関の成果等の情報を発信し、連携して藻場回復手法を開発することが求められています。
取組	磯焼けのメカニズムや磯焼け漁場の有効活用について、専門機関（大学等）に調査・研究を委託します。また、漁業集落等各組織の藻場の維持・回復の取組を支援します。

② 藻場礁管理強化

現状	本町は、平成 20 年度から核藻場礁を造成し、これまでに 10 か所を造成しました。
取組	造成した藻場礁を核として藻場拡大を図るとともに、造成した藻場礁の管理を強化し、計画的な維持を図ります。

5. 漁場の有効利用

① 魚礁利用の促進

現状	町内には、町営の魚礁を 137 か所に設置しています。さらには、県営魚礁を約 170 か所設置しています。
取組	町営、県営の魚礁、増殖場は増加しており、天然漁場と併せて利用することで漁獲量の増加を図ります。また、広く漁業者に情報発信を行い有効活用の促進に努めます。

Ⅲ 水産業基盤整備の推進

1. 漁場整備

① 漁場の創出・環境保全

現状	水産資源の維持・増大を図るため、稚魚の育成場の整備や効率的で生産性の高い人工魚礁を設置しています。
取組	海域の特性に合わせた漁場の整備を実施し、漁協及び漁業者は、整備された増殖場等について、適切な管理と効果的な利用を行います。また、創意工夫を活かし、魚類等の生活史を反映した漁場の創出・環境保全に取り組みます。

② 養殖適地の確保

現状	国が策定する生産から販売・輸出に至る総合戦略に基づき、国内外の需要を見据えた養殖業の成長産業化を実現するための取組を支援します。
取組	養殖業の水産物生産の中核的な地区において、養殖適地の確保などの生産機能強化対策を推進します。

2. 漁港施設整備

① 就労環境の整備

現状	高齢化や機械化が進み、それらに対応した施設整備が求められています。
取組	拠点漁港においては、国の制度を活用した整備を図っていきます。

② 施設維持・管理

現状	本町には、町営漁港 18 港、県営漁港 9 港があり、施設整備から長期間を経た施設が多いため維持管理については、計画的に努めています。
取組	漁港施設の機能保全計画や機能診断結果に基づき、必要な保全処置及び延命化に努めています。また、港勢が著しく低下した町営漁港については、漁港の合併を視野に入れて施設管理に取り組みます。

3. 漁村の防災・安全強化

① 防災対策の推進

現状	最近の予想を超える自然災害による漁業被害が深刻化する中で、防災対策の強化を推進するとともに、漁村の高齢化を考慮し、漁業者の安全性及び利便性の向上を図るため、漁港施設の適切な維持管理に努めていきます。
取組	漁港海岸の長寿命化計画に基づき、必要な保全措置及び延命化に努めるとともに、未策定の海岸については計画の策定を進めていきます。また、新上五島町防災計画及び国土強靱化地域計画に基づき、緊急時に備えた情報を関係機関と連携して周知徹底に努めます。

② 安全対策の推進

現状	県内では、漁港施設からの車両の転落死亡事故が多発しているため、施設の安全性向上を図る必要性があります。
取組	漁港施設の車両転落防止対策を関係機関と連携して推進します。また、老朽化した標識灯などを計画的に更新します。

IV 漁業経営の近代化の促進

1. セーフティネットの構築

① 漁業共済の加入促進

現状	近年の水産業を取り巻く環境は、漁場環境の悪化や魚価の低迷、さらには、自然環境の著しい変化による漁業被害が急増しています。
取組	漁業経営の安定のため、漁業共済への加入増進を図る必要があり、加入促進のため町独自の支援に努めます。

② 燃油・配合飼料セーフティネットの加入促進

現状	中東情勢が不安定化を増す中、燃油等の高騰による漁業経費の増大等で非常に厳しい状況が続いています。また、養殖業においても生餌や配合飼料の高騰が続き、今後も予断を許さない状況で、経営安定のためには制度加入が求められています。
取組	国制度の燃油セーフティネット加入等を促進するため、町独自の支援に取り組みます。

2. 集出荷体制の整備

① 鮮度保持の向上

現状	氷供給は漁協が担っていますが、地元で対応出来ない場合には地域間で融通していて、町全体では充足している状況です。
取組	現状の施設状況の把握に努め、計画的な老朽化対策を実施します。また、2020年全廃となる特定フロン施設の更新に混乱がないようにするとともに、鮮度保持技術及び付加価値の向上に努めます。

② 輸送コスト削減強化

現状	本町の周辺海域は好漁場に恵まれていますが、消費地に遠く本土までの輸送コストが漁業コストを押し上げています。そこで、平成25年3月から離島活性化交付金事業により3分の2の支援を行い、また、平成29年4月からは有人国境離島法施行に伴う輸送コスト支援事業を活用して5分の4の支援を行っています。漁業経費の削減に大きな効果が上がっていますが、恒常的なハンディ解消に繋がらない面もあるのが実情です。
取組	輸送コストの支援継続のための取組を強化するとともに、恒常的にコスト削減できる体制づくりを図ります。

3. 養殖業の育成

① 生産体制の強化

現状	ブリ類を中心に海外向けの生産が増加しているとともに、クロマグロも数量に限度はあるものの、安定した生産を行っています。
取組	将来に向けて安定した産業として育成するため、関係団体・漁協・生産者と一体となって競争力の高い地域づくりと養殖業の育成に努めます。また、養殖魚の主要3種（ブリ、ヒラス、クロマグロ）のうち、アメリカ・EU向けの輸出品の拡大を図るため、ブリの増産に努めます。また、市場での競争力強化のため、魚類養殖協議会中心にブランド化に取り組みます。

4. 漁協機能の強化

① 漁協合併・再編の推進

現状	本町には、7漁協がありますが、長引く不漁、魚価低迷により組合員数は減少し、漁協経営は厳しさを増しており、平成30年度末の繰越欠損金は全体で約20億円あり、正組合数70人未満の小規模組合は4漁協となっています。また、年齢構成も60歳以上が約70%を占めており将来的に組織の存続が危うい状態となっています。漁協は、地域経済の中核的組織であり漁業者にとっては生活の基盤となるべき組織であり、漁協の持続的経営と漁業者の利便性確保のため空白をつくらない体制づくりが求められています。
取組	漁協再編に関する勉強会で町全体の漁業振興を目指して、漁協再編のあり方を検討します。また、県及び系統団体と連携して漁協の充実を図ります。

② 共同利用施設の整備

現状	漁業を営むための施設の多くは、更新時期に入り整備が必要ですが漁獲量の減少により、国、及び県の制度を利用した整備が困難になってきていますが、経済的な制約で漁協単独での整備も難しくなってきています。
取組	今後の整備については、将来的な施設配置を考慮して複数漁協での共同整備も視野に入れて検討します。また、負担軽減のため各種制度の活用を促進します。

V 地域資源の活用による漁村地域の活性化

1. 地域資源の活用

① 地域産品の育成

現状	魚価低迷が続く中、五島列島産の魚介類を全面に出したブランド化は付加価値の向上に繋がり、地域経済に貢献することが期待できます。
取組	水産加工を振興し、地元原魚の確保に努めます。さらには、活魚・鮮魚の品質向上を図り魚価向上に努め、地産地消に関係機関と連携して取り組みます。

② 観光との連携の推進

現状	都市部に住む人は、離島に対して新鮮な魚介類を食することや豊かな景観を楽しむことを期待しています。 また、本町の頭ヶ島の集落が世界文化遺産の構成資産として登録されたことで、国内外からの観光客が増加し、新たな体験型観光メニューが求められている中、雇atype漁業育成支援事業を活用した定置網の経営体が、観光定置の稼働に向けて観光分野と連携して地域の活性化に取り組んでいます。
取組	安定的に、地元水産物を提供できる体制を確立するよう努めるとともに、観光定置の稼働に向け観光分野と連携して地域の活性化に引き続き取り組みます。また、ニーズに応じた、新たな体験メニューの開発を促進します。

2. 漁業集落の強化

① 事業支援

現状	平成17年度から継続している離島漁業再生支援事業は、漁業集落組織としての活動を支えて来ました。令和2年度から4期目を迎え、漁業所得の向上につながる活動や栽培漁業の推進、漁場環境の改善に取り組んでいく必要があります。
取組	漁業集落、漁協及び関係機関が連携して、事業主体を支援、指導して効果的な事業を展開するとともに、漁業集落の強化に努めていきます。

新上五島町管内図



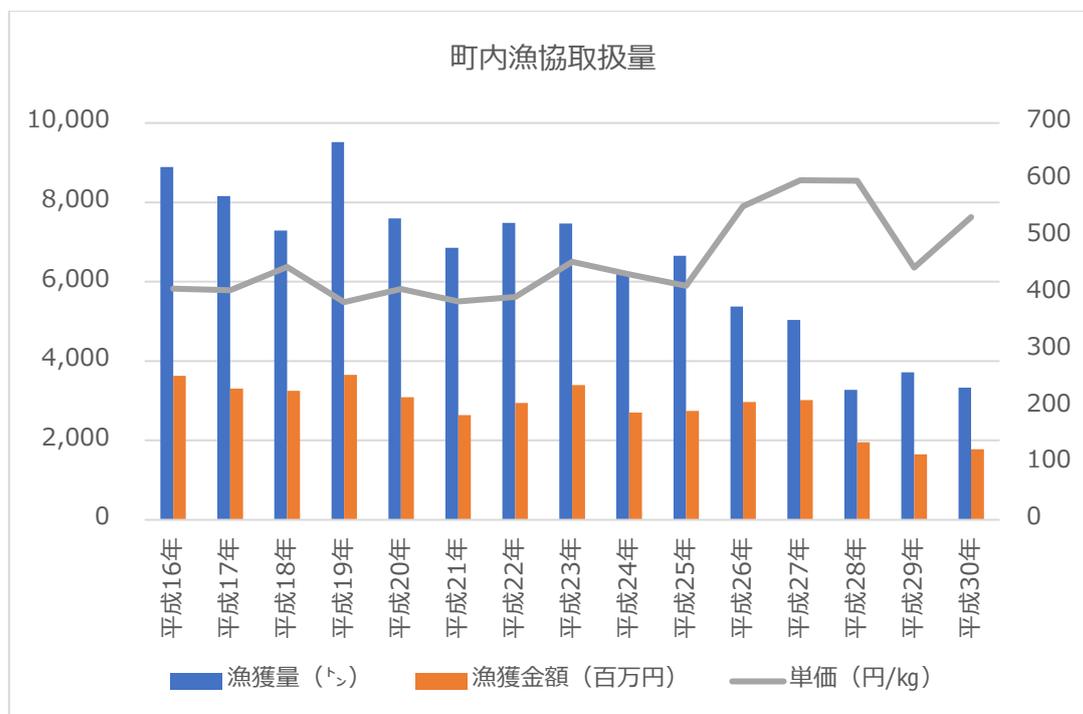


資料編

〈漁協取扱量一覧〉

年度	漁獲量(ト)	漁獲金額(百万円)	単価(円/kg)
平成16年	8,889	3,630	408
平成17年	8,162	3,305	405
平成18年	7,286	3,252	446
平成19年	9,521	3,654	384
平成20年	7,595	3,093	407
平成21年	6,853	2,639	385
平成22年	7,485	2,944	393
平成23年	7,471	3,397	455
平成24年	6,244	2,702	433
平成25年	6,658	2,748	413
平成26年	5,376	2,973	553
平成27年	5,040	3,020	599
平成28年	3,278	1,959	598
平成29年	3,714	1,652	445
平成30年	3,333	1,779	534

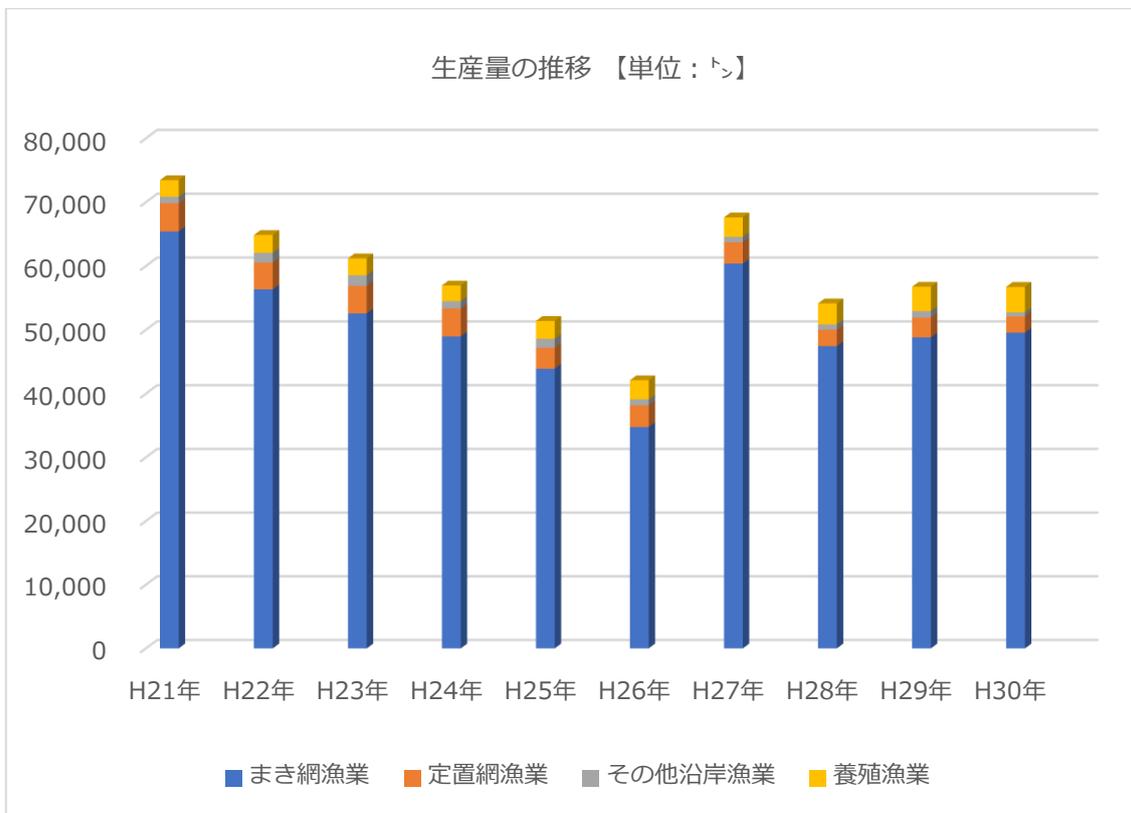
〈データグラフ〉



〈漁業種類別漁獲量〉

漁業種	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
まき網漁業	65,421	56,347	52,578	48,964	43,911	34,757	60,384	47,450	48,821	49,560
定置網漁業	4,421	4,184	4,317	4,386	3,288	3,415	3,346	2,569	3,106	2,549
その他沿岸漁業	1,005	1,535	1,651	1,143	1,410	930	832	843	1,017	615
養殖漁業	2,612	2,796	2,656	2,458	2,784	3,000	3,062	3,290	3,817	4,008
総数	73,459	64,861	61,203	56,951	51,394	42,102	67,624	54,151	56,761	56,731

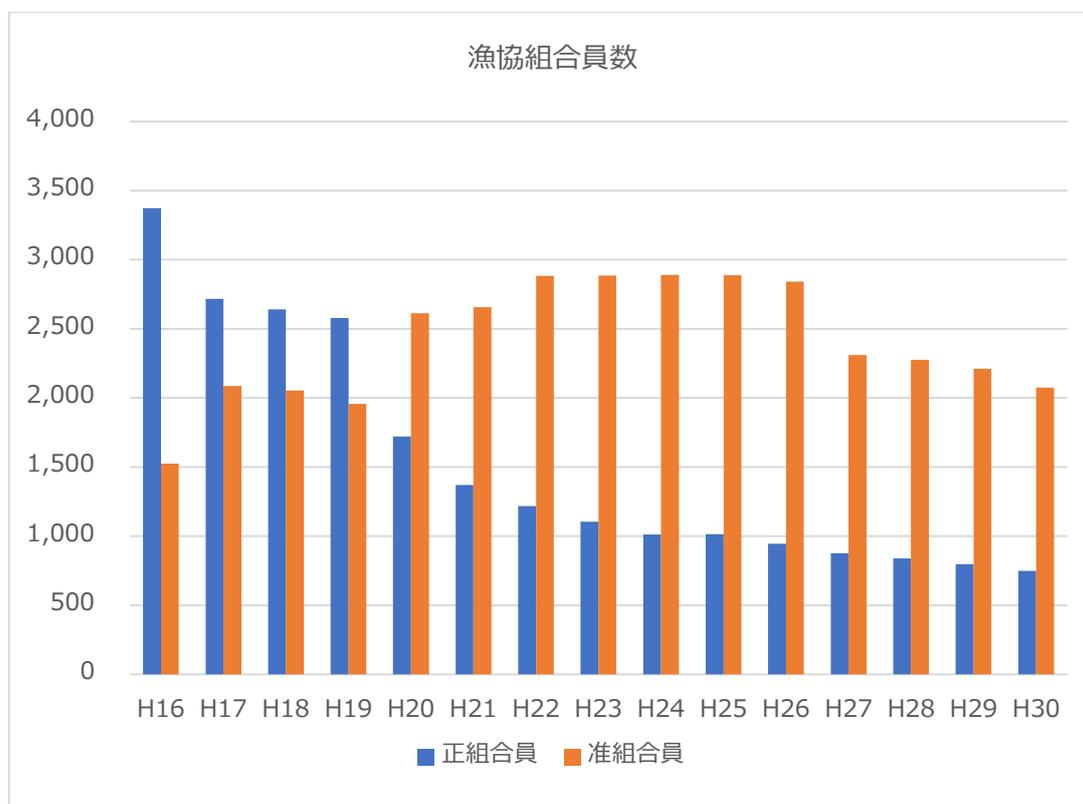
〈データグラフ〉



〈漁協組合員数〉

年度	正組合員（人）	准組合員（人）	計
平成16年度	3,374	1,524	4,898
平成17年度	2,716	2,087	4,803
平成18年度	2,641	2,053	4,694
平成19年度	2,578	1,958	4,536
平成20年度	1,721	2,613	4,334
平成21年度	1,370	2,656	4,026
平成22年度	1,218	2,883	4,101
平成23年度	1,105	2,886	3,991
平成24年度	1,013	2,890	3,903
平成25年度	1,014	2,887	3,901
平成26年度	945	2,841	3,786
平成27年度	877	2,310	3,187
平成28年度	840	2,276	3,116
平成29年度	797	2,212	3,009
平成30年度	750	2,075	2,825

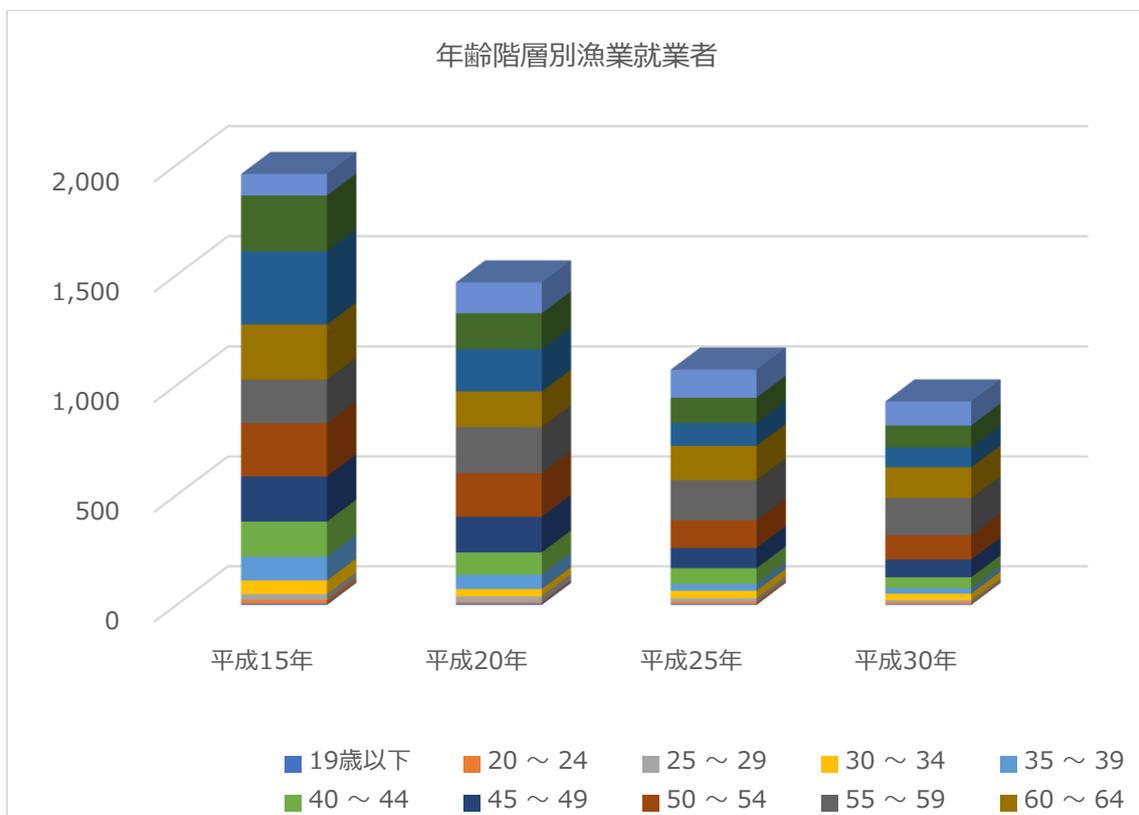
〈データグラフ〉



〈年齢階層別漁業就業者〉

年齢	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
19歳以下	6	7	4	13
20～24	17	7	10	10
25～29	26	25	16	19
30～34	62	33	34	23
35～39	108	65	34	46
40～44	160	102	75	32
45～49	206	162	100	62
50～54	242	198	131	78
55～59	198	210	201	136
60～64	250	162	174	165
65～69	332	192	110	138
70～74	253	163	121	61
75歳以上	98	140	132	110
計	1,958	1,466	1,142	893

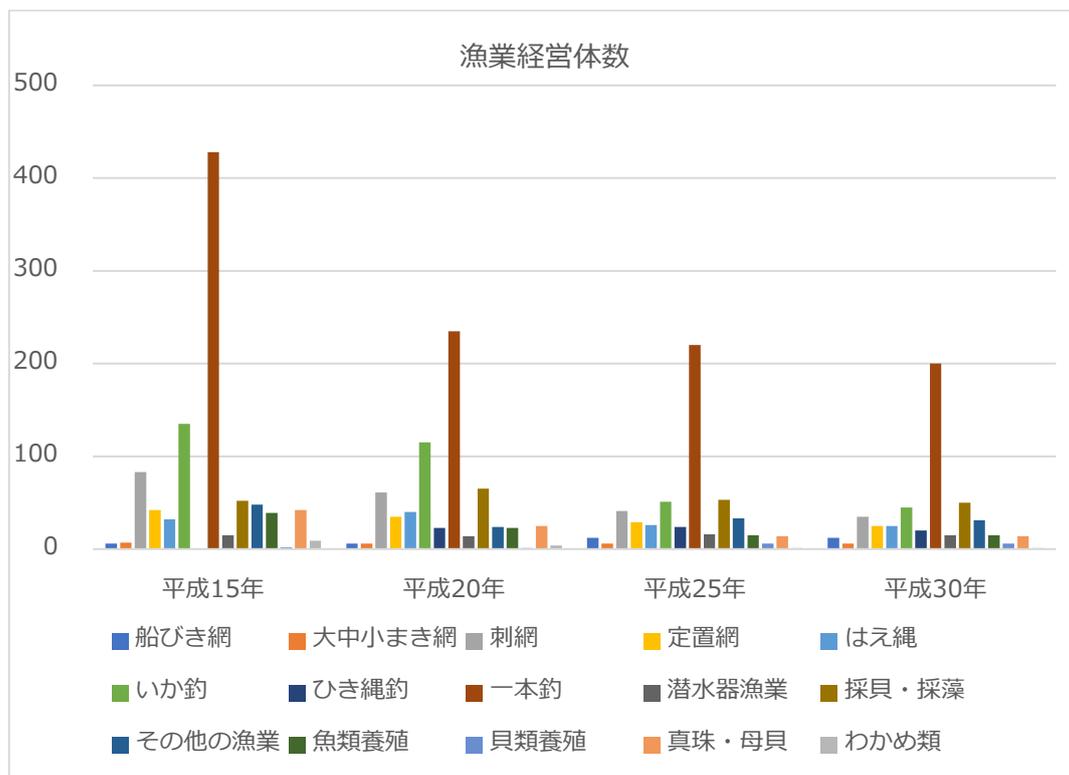
〈データグラフ〉



〈漁業経営体数（漁業種別）〉

漁業種類	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
船びき網	6	6	12	10
大中小まき網	7	6	6	3
刺網	83	61	41	33
定置網	42	35	29	25
はえ縄	32	40	26	23
いか釣	135	115	51	23
ひき縄釣	0	23	24	25
一本釣	428	235	220	107
潜水器漁業	15	14	16	6
採貝・採藻	52	65	53	28
その他の漁業	48	24	33	32
魚類養殖	39	23	15	12
貝類養殖	2	1	6	7
真珠・母貝	42	25	14	12
わかめ類	9	4	1	0
計	940	677	547	346

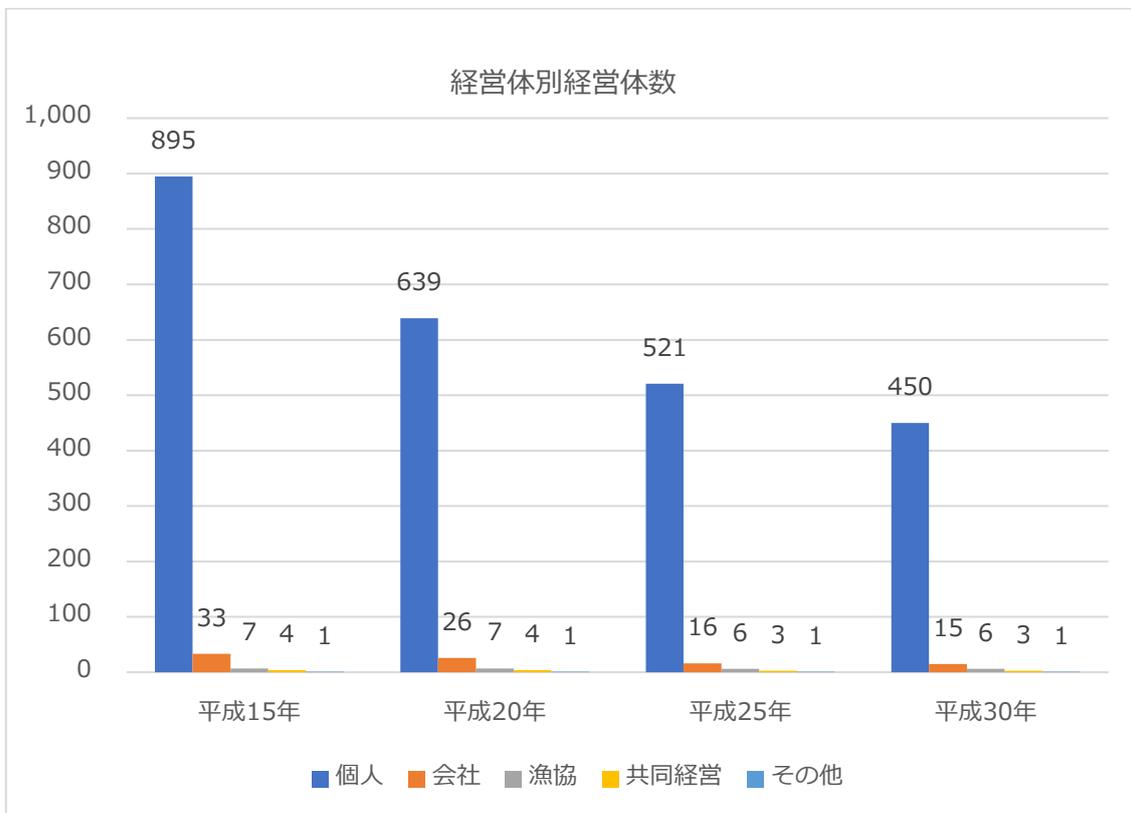
〈データグラフ〉



〈漁業経営体数（経営体別）〉

年	個人	会社	漁協	共同経営	その他	計
平成15年	895	33	7	4	1	940
平成20年	639	26	7	4	1	677
平成25年	521	16	6	3	1	547
平成30年	326	14	4	2	0	346

〈データグラフ〉



資料⑦

各種生産量

データ：港勢調査

■漁業経営体数及び従事者数推移【港勢調査】

(単位:体、人)

区分	年次		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	経営体	従事者	経営体	従事者	経営体	従事者	経営体	従事者	経営体	従事者	経営体	従事者	経営体	従事者	経営体	従事者	経営体	従事者	経営体	従事者	経営体	従事者
総数	942	1,898	897	1,757	865	1,606	984	1,704	955	1,688	938	1,679	938	1,669	889	1,608	843	1,556	830	1,507		
動力漁船計	842	1,341	805	1,281	777	1,159	909	1,295	878	1,276	861	1,256	862	1,254	810	1,192	768	1,152	757	1,109		
3トン未満	582	647	557	604	539	579	651	687	629	687	615	671	609	665	565	645	523	625	517	590		
3トン～5トン	208	248	196	234	191	225	194	240	190	234	188	232	192	233	183	234	179	230	180	229		
5トン～10トン	40	64	41	63	37	50	51	58	46	51	44	52	46	53	43	48	49	55	45	50		
10トン～20トン	6	9	5	7	5	7	7	7	7	9	8	10	9	12	14	17	12	14	10	12		
20トン～50トン	0	0	0	0	0	0	1	7	1	7	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0		
50トン以上	6	373	6	373	5	298	5	288	5	288	5	288	5	288	5	248	5	228	5	228		
無動力漁船使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
漁船非使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
定置網・地曳網	41	347	37	291	35	270	37	258	36	249	34	238	33	231	33	232	29	218	29	218		
海面養殖業	59	210	55	185	53	177	38	151	41	163	43	185	43	184	46	184	46	186	44	180		

■漁業種類別漁獲量(属人数)【港勢調査】

(単位:トン)

区分	年次	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総数		73,458.7	64,861.4	61,202.7	56,950.9	51,394.1	42,101.9	67,623.8	54,151.0	56,760.7	56,731.4
船びき網		94.7	454.4	340.5	293.1	331.5	168.0	142.0	270.0	415.3	120.6
あぐり網		250.7	313.5	278.0	365.6	371.4	190.9	151.2	11.9	94.9	96.6
まき網		65,420.6	56,347.0	52,578.2	48,963.8	43,911.4	34,757.0	60,383.9	47,449.5	48,820.8	49,559.7
刺網		61.1	56.2	68.5	47.8	46.2	42.3	35.5	37.1	36.3	28.7
定置網		4,421.2	4,184.0	4,317.2	4,385.7	3,288.3	3,414.8	3,346.4	2,568.6	3,106.0	2,549.1
はえなわ		73.3	47.1	71.1	58.6	53.4	44.8	71.8	49.7	37.4	33.6
一本釣		332.6	262.2	340.1	204.8	250.0	252.2	264.7	265.3	252.5	184.3
採貝業		56.8	42.6	43.8	34.9	19.1	28.0	23.3	93.5	45.0	21.0
その他		135.3	358.6	509.4	138.2	338.4	204.2	143.3	115.4	135.9	130.2
海面養殖		2,612.4	2,795.8	2,655.9	2,458.4	2,784.4	2,999.7	3,061.7	3,290.0	3,816.6	4,007.6
金額(百万円)		12,802.0	12,139.0	12,302.0	11,018.0	9,272.0	11,490.0	13,472.0	11,784.0	13,209.0	12,565.0
うち海面漁業		10,880.0	10,034.0	10,141.0	9,054.0	7,067.0	7,779.0	10,507.0	8,603.0	9,096.0	8,170.0
うち養殖		1,922.0	2,105.0	2,161.0	1,964.0	2,205.0	3,711.0	2,965.0	3,181.0	4,113.0	4,395.0

■漁業集類別漁獲量(属地数)【港勢調査】※くろまぐろ養殖の集計は平成23年から

(単位:トン)

区分	年次	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
あじ類		189.0	294.6	238.8	282.7	226.3	265.3	254.9	163.4	214.7	239.2
いわし		15.2	42.2	73.3	61.3	197.1	5.4	19.0	33.6	62.4	25.9
えそ		2.6	15.7	25.8	13.4	10.7	16.5	13.9	13.8	9.2	7.3
かじき		11.8	32.4	24.9	23.8	12.4	18.6	20.1	8.0	14.3	16.9
かれい			0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	0.1	0.1	1.3	0.0
ぐち		0.1	0.1	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
さば		66.9	39.7	92.1	238.1	22.9	78.8	102.1	77.2	123.8	122.1
さめ		1.9	1.5	1.2	0.8	1.1	0.5	0.7	1.8	0.6	0.3
さわら		81.8	147.3	113.1	119.4	109.0	68.0	74.1	60.6	40.3	47.8
さんま		569.7	120.3	152.6	246.5	108.2	274.3	16.7	10.2	41.5	40.1
しいら		281.9	485.6	529.4	453.7	542.1	340.0	413.8	681.4	724.1	569.2
すずき		16.1	12.8	5.2	7.0	6.2	9.4	10.8	7.6	9.3	10.1
たい類		81.0	72.3	68.6	60.0	64.5	58.2	80.7	61.5	69.0	53.9
たちうお		47.9	39.8	25.2	23.5	19.4	19.8	13.1	9.3	18.4	13.0
とびうお		189.6	585.8	422.4	370.8	386.8	240.5	186.4	348.9	499.4	92.4
ひらめ		15.5	14.2	15.0	15.6	20.0	16.2	9.5	26.8	11.8	10.2
ぶり		2,295.1	2,472.1	2,435.6	2,483.4	2,521.4	2,390.7	2,739.2	2,891.0	3,834.8	3,705.4
うちぶり類養殖		1,845.9	2,105.6	1,959.4	2,166.9	2,034.7	2,141.5	2,511.4	2,595.2	3,016.7	3,066.4
ぼら		0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
まぐろ		181.8	41.5	282.8	168.9	196.5	406.7	203.0	314.0	619.9	687.4
くろまぐろ養殖		-	-	94.8	93.0	150.2	345.5	191.7	291.0	532.0	626.4
その他の魚類		1,593.6	1,633.7	1,295.5	1,733.7	1,481.3	1,201.1	1,234.6	771.0	900.0	791.2
魚類計		5,641.7	6,051.6	5,801.6	6,305.5	5,925.9	5,410.0	5,392.7	5,480.2	7,194.8	6,432.4
あわび		5.0	4.8	4.0	3.3	2.9	3.5	2.9	2.5	1.9	2.2
さざえ		37.2	21.8	26.3	25.6	31.8	33.0	42.2	65.2	36.4	32.8
も貝			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の貝		39.9	24.6	30.5	110.0	114.7	106.8	219.3	335.8	203.1	246.5
貝類計		82.1	51.2	60.8	138.9	149.4	143.3	264.4	403.5	241.4	281.5
いか類		1,496.0	1,603.7	1,836.4	1,372.0	802.6	1,394.6	1,388.7	639.9	325.4	255.6
うに		5.0	12.9	11.3	9.1	9.9	8.7	3.5	12.1	3.1	0.6
えび類		6.3	5.3	4.9	5.1	3.6	4.5	3.7	4.9	4.4	4.4
たこ		45.8	69.7	89.6	47.8	76.0	65.0	39.3	35.2	61.7	52.1
なまこ		5.8	5.1	17.5	12.4	18.6	11.7	9.3	30.3	23.1	2.0
その他の水産動物		1.2	62.0	5.8	1.0	1.1	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0
水産動物計		1,560.1	1,758.7	1,965.5	1,447.4	911.8	1,484.5	1,444.5	722.4	418.9	314.7
てんぐさ		0.2	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2		0.0	0.3	0.0
のり			0.0	0.0	0.0		0.0		0.0	0.0	0.0
ひじき			0.0	0.0	0.0		0.0		0.0	0.0	0.0
ふのり		3.0	1.4	1.6	0.1	0.6	1.6	1.6	0.6	1.1	0.6
わかめ		2.4	6.5	7.6	4.2	1.6	1.1	1.1	1.0	0.6	0.0
その他の藻類		21.4	23.8	13.6	4.4	7.7	22.9	0.1	19.2	11.2	8.7
藻類計		27.0	32.0	23.1	8.8	10.1	25.8	2.8	20.8	13.2	9.3
真珠・母貝		91.3	36.0	37.5	55.1	54.0	48.6	41.0	52.2	49.6	47.9
総数		7,402.2	7,929.5	7,888.5	7,955.7	7,051.2	7,112.2	7,145.4	6,679.1	7,917.9	7,085.8
金額(百万円)		3,384.0	3,469.0	3,810.0	3,670.0	3,655.0	4,760.0	4,296.0	4,789.0	5,798.0	5,853.0
うち海面漁業		1,858.0	1,744.0	2,005.0	1,719.0	1,700.0	1,683.0	1,752.0	1,718.0	1,745.0	1,504.0
うち養殖		1,526.0	1,725.0	1,805.0	1,951.0	1,955.0	3,077.0	2,544.0	3,071.0	4,053.0	4,349.0

新上五島町水産業振興協議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、新上五島町水産業振興に関する基本的事項を調査協議し、地域沿岸漁場の計画的利用、漁業生産基盤の整備開発及び水産動植物の採捕、漁法技術の開発、漁業近代化施設の整備等各般にわたり水産業の健全な発展を図ることを目的として、新上五島町水産業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査協議する。

- (1) 水産業振興に関する事業の基本構想の樹立及び変更に関すること。
- (2) 水産業振興に関する事業の実施計画に関すること。
- (3) 地域沿岸漁業構造改善計画の作成及び事業の実施等に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、水産業振興に関する必要な事項

2 協議会は、前項各号に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者を町長が委嘱する。

- (1) 新上五島町内の漁業協同組合代表理事組合長
- (2) 新上五島町議会議員代表
- (3) 加工業者、商工業者、消費者代表及び学識経験を有する者
- (4) 上五島水産業普及指導センター所長
- (5) 町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議事録)

第7条 会長は、協議会の会議の議事録を作成する。

2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上が署名押印するものとする。



(部会)

第8条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の運営については、会長の定めるところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、新上五島町水産担当課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年新上五島町条例第41号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則(平成16年8月1日条例第147号)

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新上五島町水産業振興協議会委員名簿

12名（敬称略）

委員名	所属・役職	分野	備考
浜崎 永吉	有川町漁業協同組合 代表理事組合長	水産	会長
高山 佳史	神部漁業協同組合 代表理事組合長	水産	副会長
早田 光司	若松漁業協同組合 代表理事組合長	水産	
吉村 寛	若松町中央漁業協同組合 代表理事組合長	水産	
前田 重喜	上五島町漁業協同組合 代表理事組合長	水産	
浜田 千次郎	新魚目町漁業協同組合 代表理事組合長	水産	
竹内 利弘	浜串漁業協同組合 代表理事組合長	水産	
川口 正康	新上五島町議会 経済建設常任委員会 委員長	水産	
増田 博	新上五島町商工会 会長	商工	
田中 太之	新上五島町観光物産協会 会長	観光	
峰脇 満雄	上五島地区漁業士会 会長	水産	
高見 生雄	長崎県五島振興局水産課 上五島水産業普及指導センター 所長	学識	

(令和2年3月現在)